ければならぬのであります。人種が違ふとか違はぬとか云ふことは法律上の關係の有る事柄ではない。法律上から申せば日本の國權にのみ服從して居る者であるならば、均しく日本の臣民である。生理上日本の人種に屬するか又は朝鮮の人種に屬するかと云ふことは、法律上の觀念を定むる標準としては適當なものとは言へない譯であります。又本國人が多數に移住して居ると申しても、多數と云ふのはどれだけの數を要するのであるか、是も法律上の觀念の標準としては甚だ曖昧であると言はねばならぬのであります。それであるから、斯ういふ意味に於ての殖民地は唯經濟上の觀念に止まるもので法律上の觀念ではないと云ふことに成るのであります。

殖民地の法律上の特色

併ながら凡て是等の殖民地には法律上にも亦著しい一の特色が有る。其の特色は何であるかと云へば凡て殖民地は本國とは原則として其の行はれて居る法律制度を異にして居ると云ふ點であります。即ち日本と臺灣、朝鮮などの關係に付いて見ても、日本の本國に行はれて居る各種の法律勅令などは原則として凡て朝鮮、臺灣などには行はれないのであります。唯勅令を以て特に之を朝鮮又は臺灣に施行すと云ふことを定めたもの丶みは其れ等の土地にも行はれますけれども、それは唯例外に止まつて、原則としては總ての法律勅令は一般に朝鮮、臺灣には效力を有たないのであります。樺太及關東州に付いても同樣であります。本國と殖民地とは此の如く互に法制を異にすると云ふことが法律上に於ける殖民地の最も重なる特色で、それは日本の殖民地ばかりでなく各國の殖民地も同樣であります。それであるから若し殖民地といふ語を法律上の觀念として用ゐようとするならば、此の法律上の特色を取つて、其の觀念の標準としても然るべきでありまして即ち法律上の意味に於て殖民地と申すのは本國の國法上又は國際法上の屬地にして、本國とは原則として其の行はる丶所の法を異にするものを謂ふと申して可いのであります。必ずしも總ての法が盡く異なつて居るといふのではない、例外的には同一の法が行はれる場合も少なくないが、原則としては法を異にして居るのであります。日本の今日の狀態に付いて申すと、其の定義に當て嵌まるものは朝鮮、臺灣、樺太及關東州であります。何れも日本の國法上の領域に

屬するもので、現在は日本には國際法上の屬地といふべきものは全く無い。尚北海道及沖縄縣は今日に於ては原則として總ての法律勅令が本國と同一に行はれて居るのでありまして、唯例外として特に北海道沖縄縣に施行しないものが多少は有りますけれども、原則としては同一の法が行はれて居るのでありますから、是は今日では法律上殖民地と云ふことが出來ないのであります。同じ法律の行はれて居る地域は之を稱して法域と謂ふことが出來ます。隨て簡單に申せば、殖民地とは一國の領域內に於て原則として本土と別の法域を爲して居る地域を謂ふと云ふことが出來ます。

近來の世界の政治狀態に於て殖民地政策は世界の諸强國の最も重要なる政策をなして居るものであります。所謂帝國主義と申すのも畢竟は殖民地政策に外ならぬもので、殖民地の盛なる國は即ち國勢の盛なる國であり、國運の進暢の最も著るしい徵候は其の殖民地に在ると言はれて居る位であります。殊に最近三四十年以來は各國競うて殖民地の獲得に努めて居りまして、最近に至る迄尙暗黑世界と言はれて居つた亞弗利加は驚くべき程の短い間に歐洲の諸强國の間に分割せられてしまひ、英吉利、佛蘭西、獨逸等の諸强國は爭うて殖民地政策に全力を注いで居るのであります。獨逸は十九世紀の下半期迄は殖民地は少しも有たなかつたのが、其の以後盛んに殖民地の獲得に努めて、今日では世界中の第三位の殖民國となつて居ります。亞米利加合衆國も亦從來は所謂モンロー主義に依つて少しも外國には手を出さなかつたのでありましたが、今は比律賓を得、玖馬を得て、新興の殖民國として更に進んで太平洋に勢力を伸さんとして居ります。最近二三十年間に起つた重なる戰爭は、米西戰爭、南阿戰爭、日露戰爭等を初め、最近の伊太利土耳古の間のトリポリ戰爭に至る迄、何れも殖民地政策が其の戰爭の原因を爲して居らぬものは無いと言つて可い程で、殖民政策が如何に世界の政治の重なる勢力となつて居るかは是だけでも明瞭であります。日本も亦叡聖文武なる　天皇陛下の御稜威に因つて、最近には追々領土を擴張し殖民地を取得することを得たのでありますが、其の充分なる發達は尙國民の將來の努力に待たねばならぬのであります。

帝國の各殖民地

(イ)臺灣

日本の殖民地と稱すべきものは、前にも申す通り、朝鮮、臺灣、樺太及び關東州でありますが、取得の時期の順序から申せば、第一は臺灣及澎湖列島であります。是は明治二十七八年戰役の結果として、明治二十八年四月十七日の下ノ關條約に依つて淸國から割讓を受けたものであることは御承知の通りであります。

(ロ)樺太

第二は樺太で、是は元は北海道開拓使の下に屬して日本の領地の一部であつたのでありますが、明治八年の千島樺太交換條約に依つて、一たび露國領となつたのが、明治三十七八年戰役の結果として、三十八年十月十六日のポーツマス條約に依つて、北緯五十度を境界として其の南部を再び露國から我が國に割讓せられたものであります。

(ハ)關東州

第三は關東州租借地であります。關東州は他の殖民地とは聊か其の性質を異にして居るもので、他の殖民地は朝鮮でも臺灣でも樺太でも完全なる日本の領土でありますが、獨り關東州は淸國から租借地といふ名義を以て日本に屬して居る土地であります。此の地は元露西亞が淸國から租借して居つたのでありましたが、日露戰爭の結果、ポーツマス媾和條約に依つて露國から更に日本に讓渡し、改めて淸國の承諾を經たものであります。

租借地の性質

租借地は完全なる領土とは多少性質を異にしたものでありますけれども、領土と等しく專ら日本の統治權に屬して居る區域で、國法上決して外國を以て目すべきものではないのであります。租借地の法律上の性質に付いてはいろ〳〵議論が分れて居るやうでありまするが、要するに或る一定の期間を定めて、其の期間中は其の地域に於ける淸國の統治權が全く其の發動を停止せられ、而して其の間其の地域に於ては專ら日本の統治權が行はれるのであります。租借地が完全なる領土と異つて居る所は、唯一定の期限が附せられて居ると云ふことゝ及び現在行はれて居る日本の統治權の背後に、匿れたる淸國の統治權が存在して居ると云ふことに在るのであります。匿れたる統治權と申すのは、現在は其の活動が全く停止されて居るが、尙潛在的の效力を有つて居つて、日本の統治權が最早行はれなくなつたならば、其の時には直に元の如く淸國の統治權が其の完全なる效力を回復すると云ふ意味に於て存在して居るのを謂ふのであります。即ち日本の統治權が消滅すると同時に淸國の統治權が回

復するといふだけの匿れたる力を有つて居るのであります。けれども現在の狀態に於ては日本の完全なる領土と少しも異なる所は無い。淸國の統治權は全く潛伏して少しも效力を現はさないので、其の地域內に於ては日本のみが完全に統治權を行つて居るのでありますから、現在に於ては日本の領土であると言つて可いのであります。唯其の統治權に期限が限られて居るといふことに於て永久的の領土とは違ふのでありますが、期限が到着すれば又之を更新することが出來るので、將來豫期せられない變動の起らない限りは期限滿了の後にも更に租借條約を更新せらるべきことは今より豫測し得べき所でありますから、其の期限が限られて居るといふことも唯法律上の名目に止まつて實際には左迄大なる相違ではないのであります。日本の法律家は多くは租借地を以て日本の領土ではなくして外國であるとして居るやうでありますが、それは法律論としても大なる誤であると思ひます。租借地は國際法上の保護國などとは違つて純然たる國法上の屬地であります。淸國からの委任を受けて淸國の統治權を行つて居るのではなく、日本自身の名に

於て日本の統治權を行つて居るのであります。

第四は朝鮮であります。日本と朝鮮とは御承知の通り歷史上極めて古くからの關係の有るものでありますが、日露戰役中に當時は尙獨立の國家であつた韓國と日本との間に保護條約が結ばれて、韓國は日本の保護國となつたのであります。日露戰役の結了後此の保護關係は一層擴張せられて、三十八年の日韓新協約に依つて韓國は其の外交權を全く委任することとなり、三十九年の初から日本の統監府が韓國に設置せられ統監は京城に駐在して其の外交事務を處理することとなつた。其の後所謂海牙の密使事件が起つて其の結果四十年七月の新協約に依つて韓國は內治に付いても統監の指揮を受くることを約束した。次いで四十二年七月には韓國の司法及監獄事務が全部日本に委任せられ、四十三年六月には警察事務をも日本に委任することとなつた。即ち韓國の統治權の一大部分は日本に委任せられて居つて、日本の官吏が韓國に駐在して、司法及行政の作用を行つて居つたのであります。併ながら韓國が尙獨立の一國家として存立して居つた間は、日本と韓國との

關係は唯國際法上の關係に止まつて、日本は韓國の委任を受けて、其の委任條約に基いて韓國の權利を行つて居つたに過ぎぬのであります。然るに四十三年八月に至つて遂に韓國併合條約が日韓兩國の間に締結せられて、韓國といふ國家は全く消滅して、日本の完全なる領土の一部となり、同時に韓國といふ名稱を改めて朝鮮と稱することとなつたことは諸君の御承知の通りであります。

日本の殖民地と稱すべきものは以上の四でありますが、次に此等の殖民地に於て如何なる法規が行はれて居るかに付いて申上げます。

二　殖民地の法

殖民地は各殊別の法域たり

前にも申す通り殖民地は原則として內地と其の行はるる所の法を異にして居るものであります。內地の法律勅令其の他の法令は原則として凡て殖民地には行はれないのである。勿論事柄に依つては內地の法令が其の儘殖民地にも施行せられて居るものが少なくない、殊に民法商法刑法などの司法的法律は內地も殖民地も共通のものが多いのでありますが、併ながら內地の法律勅令が其の儘殖民地に施行せらるるのは、唯特に指定せられたもののみであつて、即ち例外たるものに過ぎぬのであります。特に殖民地にも施行することを定められて居るものの外は、內地の法律勅令其の他の法令は、凡て殖民地には效力を及ぼさないのであります。語を換へて申せば內地と各殖民地とは各々別の法域を爲して居るのであります。日本が臺灣を取得する迄は日本の全國が原則として唯一の法域を爲して居つて、總ての法律勅令は特別の例外を定められたものの外は日本の全領土內に行はるるものとせられて居つたのでありますが、今日は之に反して、日本の全國が唯一の法域を爲して居るのではなく、朝鮮、臺灣、樺太及び關東州は各其れ〳〵特別の一法域を爲して居るのであります。

朝鮮の法

各殖民地は此の如く各々特別の一法域を爲して居るのであるから隨て又各々其の行はるる所の法を異にして居ります。先づ一番重なる朝鮮に付いて如何なる法が行はれて居るかを說明しようと思ひます。

憲法は朝鮮に行はるるや

第一に疑問となるのは憲法であります。憲法が新領土にも當然效力を及ぼすべきものであるか否かといふことは、臺灣取得の當時にも、學問上及び實際上に疑問とせられた所でありましたが、朝鮮併合の際にも亦同一の問題が起つて、いろ〳〵議論が有つたのであります。憲法の條文を見ますと、憲法には別段新領土には憲法を施行しないといふやうな明文は無い。のみならず憲法には『天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ』とあつて、此の條文だけを見ると、假令新領土であつても凡て統治權を行はせられるには常に憲法の條規に依つて行はせられねばならぬものと解せられるやうであります。此の如き理由に因つて、日本の多くの法律家は新領土にも憲法は必ず當然に效力を有するものと解して居りまして、政府の意見も亦此の解釋に依つて居るやうであります。併ながら、臺灣朝鮮のやうな新附の領土に於て、內地と同じ憲法政治を行ふことは、到底實際に望むべからざる所でありますから、政府は已むを得ざる處置として、臺灣取得の當時には二十九年の法律第六十三號に依つて、臺灣總督の發する律令を以て法律に代はる規定を爲すことが出來ることを定めて、即ち憲法上は法律でなければ定むることの出來ない事柄でも臺灣では凡て命令を以て定め得べきものとして僅に其の困難を救うたのであります。此の法律は初めは滿三年の期限を以て定められたのでありますが、其の後延期に延期を重ねて、今日も尙略之と同趣旨の規定が引續き效力を有つて居るのであります。唯最初の二十九年法律第六十三號は其の後三十九年法律第三十一號に依つて多少の改正を加へられ、此の三十九年の法律が今日まで行はれて居るので、今日は明治四十九年十二月三十一日迄效力を有するものと定められて居ります。朝鮮に付いても矢張り之と同樣に朝鮮併合の際直に緊急勅令を以て朝鮮總督の發する制令を以て法律に代はる規定を設くることが出來ることを定めましたが、其の後四十四年法律第三十號を以て此の勅令に代へたのであります。

此の如く、臺灣又は朝鮮に於ては、憲法上法律でなければ規定することの出來ないものと定められて居る事柄でも、凡て命令を以て定め得べきものとして居るのでありまして、即ち憲法の規定は少しも實行せられて居らぬのであ

りますが、それにも拘はらず、政府は從來常に憲法は新領土にも當然施行せらるゝものであるといふ解釋を固執して居りまして、今年(四十四年)の春の議會には桂總理大臣は議員の質問に應へて、政府は憲法が朝鮮に行はれて居ると解して居るといふことを言明せられたといふことであります。是は政府の解釋でありますが、此の如き解釋が正當であるか否かは暫く差措いて、假にそれが正當であるとしても、それは唯空の議論に止まつて、實際は何うかと言へば、臺灣朝鮮などに於ては實際には少しも憲法政治を行つて居らぬのであります。政府は憲法が行はれて居ると申して居りましても、實際は少しも憲法に準據して統治權を行つては居らぬのであります。憲法上の原則の最も重要なる點は言ふ迄も無く國民に參政權が與へられて居ること、國會制度が有ること、之に伴うて又立法權と行政權とが相分離せられて、立法には國會の協贊を要すること、司法權が完全なる獨立を有つて居ることなどの點にあります。是が憲法政治の重なる特色でありますが、朝鮮臺灣などに於ては國會議員を選出する權利の無いことは勿論立法權と行政權は少しも分離せられて居ないで、同じ朝鮮總督、臺灣總督が行政權を行ふと共に又立法權を有つて居つて、如何なる法規でも議會の協贊を經ず、行政機關の命令を以て定め得るものであります。司法權の獨立も完全なものではなく、朝鮮總督臺灣總督は或る範圍に於て裁判官の地位に干渉することが出來る、即ち之に休職を命ずることが出來るのであります。憲法には日本臣民は法律の定むる所に從て兵役の義務を有すとありますが、朝鮮人臺灣人などは全く兵役の義務を有つて居らぬ、兵役に就くの權利も無いのであります。憲法には日本臣民は均しく公職に就くことが出來るとありますが、朝鮮人臺灣人は國會議員になることも出來ねば、內地に於て文武の官職に就くことも出來ぬのである。政府は如何に憲法が行はれて居ると申しても、事實は全く之に反して居つて、少しも憲法を行つては居らぬのであります。實際上又此の如き殖民地に內地と同樣の憲法を施行しようとしても、到底行ふことの出來ないことは當然の事であります。政府が前申したやうな解釋を執つて居りますは、恐らくは未熟なる法律家の淺薄なる空論に誤られたもので、凡て殖民地には憲法は施行せられないと解

するのが正當な解釋であると私は確信して居ります。前にも申す通り殖民地は原則として本國とは別の法域を爲して居るもので、憲法に付ても亦他の凡ての法と同じく原則として殖民地に行はるゝものではないのであります。外國の殖民地を見ましても、本國と同一の憲法を施行して居る殖民地は何處の國にも無い。英吉利は世界到る處に殖民地を有つて居りますが、英吉利本國の憲法の行はれて居るのは、唯其の本國ばかりで、各殖民地は或は特別の成文憲法を有つて居るものあり、或は其の他各特別の法に依つて統治せられて居るのであります。或は佛蘭西に致しても、獨逸に致しても、或は西班牙、葡萄牙、和蘭其他苟も殖民地を有つて居る各國は總て本國と同一の憲法を殖民地に行つて居る所は無いのであります。日本に於ても亦同樣に本國の憲法は殖民地には行はれて居らぬものと解するのが正當であります。

憲法以外に於ては如何なる法が朝鮮に行はれて居るかと申すと、一部分は內地の法律勅令が朝鮮にも施行せられて居るものが有りますが、大部分は朝鮮に於て制定せられた命令又は慣習法が行はれて居るのであります。

朝鮮に於ける各種の制定法

先づ形の上から朝鮮に於ける制定法規の種類を區別しますと、法律、勅令、制令、朝鮮總督府令、舊韓國法令などの各種であります。第一に法律は原則としては朝鮮に行はれないのでありますが、唯勅令を以て特に朝鮮に施行することを定められて居る法律が多少有りますし、又法律の中には特に朝鮮に行ふが爲に規定せられたものも有ります。例へば朝鮮總督府特別會計法の類で、此等の法律は內地の議會の議決に依つて定められたものが朝鮮に施行せられて居るのであります。第二には特に朝鮮に行ふ目的を以て制定せられた勅令、是は餘り澤山はありませぬが、唯朝鮮總督府及其所屬官廳の官制並に官吏の任免監督、權利義務等に關する事柄は、朝鮮に付ても內地と同樣に一般に勅令を以て定められて居るのが原則であります。第三は制令で、是が朝鮮に於ける最も重なる制定法規であります。朝鮮總督は勅裁を經て法律に代るべき命令を發布する權限を與へられて居りまして、此の命令を制令と謂ふのであります。是は前にも述べた通り韓國倂合の當時緊急勅令を以て特に朝鮮總督に此の職權を與へられたのであります。其の後帝國議會に於ては其

の緊急勅令に對しては不承諾の決議をしましたけれども、直に之に代るべき全く同一の文句の法律を決議して、此の法律を以て引續いて朝鮮總督に制令を定むるの權を與へて居るのであります。制令を發するには內閣總理大臣を經て勅裁を仰ぐことを必要とするのでありますが、若し臨時緊急の必要があつて勅裁を經るの暇がない時分には、朝鮮總督は勅裁を經ないで假に之を定むることが出來る。其の場合には事後に於て直に勅裁を仰ぐことを要するので、若し勅裁を得なかつたならば將來に向つて効力を失ふと云ふことを公布しなければならぬ。即ち恰も緊急勅令に似たやうなものであります。原則としては勅裁を經て發布するのでありますから、形の上に於ては朝鮮總督の命令として發布せらるゝのでありますが、實質に於ては寧ろ勅令の性質を有つたものであります。唯外部に對しては朝鮮總督の名前を以て發布されるので、即ち人民から見れば朝鮮總督の命令でありますが、其の決定權は矢張君主の大權に在るのであります。次に第四には朝鮮總督府令。是も朝鮮總督の發する命令で、制令の下に於て朝鮮に於ける制定法規の最も重要なるものであります。內地ならば勅令に相當することが主として總督府令を以て規定されて居るのであります。朝鮮總督の外總督府警務總長道長官及び警務長などの下級官廳も各〻其の權限內の事に付て命令を發する權を與へられて居ります。今日朝鮮に於て定められる制定法規は略是等の種類でありますが、其の以外に尙韓國併合の當時に韓國に行はれて居つた舊韓國法令及帝國法令は今日に於ても、其の後に廢止變更せられたもの丶外は尙効力を有つて居るのであります。即ち併合以後に於て新に制定せられた制令、朝鮮總督府令等の外には舊韓國時代の法が引續き効力を有つて居るので、是は其の內容が制令に相當すべきものであるならば制令として効力を有つて居り、若し又內容が朝鮮總督府令に相當すべきものであるならば朝鮮總督府令として効力を有することになつて居ります。將來之を廢止變更するには其の內容に隨つて或は制令或は朝鮮總督府令を以てすることを要するのであります。

參照

朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件

（明治四十四年三月法律第三十號）

第一條　朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第二條　前條ノ命令ハ內閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第三條　臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ朝鮮總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得
前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サルトキハ朝鮮總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第四條　法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ朝鮮ニ施行シタル法律及特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

第六條　第一條ノ命令ハ制令ト稱ス

朝鮮ニ於ケル法令ノ效力ニ關スル件

（明治四十三年八月制令第一號）

朝鮮總督府設置ノ際朝鮮ニ於テ其ノ效力ヲ失フヘキ帝國法令ハ當分ノ內朝鮮總督ノ發シタル命令トシテ尙其ノ效力ヲ有ス

行政法規と司法法規

是迄述べたのは、唯形の上から朝鮮に於ける制定法規の種類を申したのでありますが、更に內容に依つて區別すると、法の全體は大體に於て行政法規と司法的法規と大別することが出來ますが、行政法規は官制、官吏法、會計法などの外は概して制令、總督府令等に依つて定まつて居るのが多いやうでります。司法的法規殊に民法及刑法に付ては、內地人に適用せられる法と朝鮮人に適用せられる法とは異なつて居りまして、朝鮮人には概して舊來の慣習法及び舊韓國の法令が適用せられて居り、內地人には內國と同一の法律が適用せられて居るのが大體の有樣であります。卽ち所謂法の屬人主義が行はれて居るので、內地人であるか朝鮮人であるかといふ人種の相違に依つて、適用すべき法を異にして居るのであります。內地人の間の民事訴訟ならば內地の民法の原則に依つて裁判するが、朝鮮人同士の間の訴訟は韓國時代からの舊來の慣習に依つて裁判をするのである。日本人の犯罪は日本の刑法の原則に依つて處罰するが、朝鮮人の犯罪ならば舊韓國の刑法に依つて處斷するといふやうな狀態になつて居るのであります。

臺灣の法

次に臺灣。臺灣に於ても大體に於て朝鮮と同樣の有樣に在ります。其の制定法の種類は矢張、法律、勅令、律令、臺灣總督府令などの各種であります。律令は恰

も朝鮮の制令に相當するものであります。

參　照　臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル制

（明治三十九年四月法律第三十一號）

第一條　臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第二條　前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第三條　臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第四條　法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ臺灣ニ施行シタル法律及特ニ臺灣ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

第六條　臺灣總督ノ發シタル律令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

○○樺太は朝鮮及臺灣とは少しく趣を異にして居ります。即ち樺太廳長官は朝鮮總督、臺灣總督のやうに法律に代るべき命令を發するの權を與へられて居りませぬ。樺太に於ては概して申すと、民法、商法、刑法、訴訟法、監獄則などの司法的法規は殆ど全部內地の法律が其の儘施行せられて居るので、唯土人に適用するもの丶みは民事刑事等に關しても內地の法律に依らないで、或は舊慣に依り或は勅令を以て特別の規定を設くることが出來ることゝされて居ります。行政法規に付いても內地の法令が其の儘樺太に施行せられて居るものは少なくありませぬが、是は憲法上法律を要する事柄であつても、勅令を以て之を定むるを得ることゝなつて居ります。要するに樺太も原則としては內地と別の法域を爲して居るのでありますが、土人法を除いては內地と同一の法が行はれて居る範圍が臺灣朝鮮に比べては遙に廣いのであります。

參　照　樺太に施行スヘキ法令ニ關スル制

（明治四十年三月法律第二十五號）

法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

一　土人ニ關スルコト

二　行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト

三　法律上ノ期間ニ關スルコト

四　裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人訴訟代理人又ハ訴訟承繼

關東州の法

關東州に付いては他の殖民地とは頗る趣を異にして、政府は初から憲法が行はれて居らぬものと解して居つて、隨て法律に代る命令と普通の命令との區別を全く設けて居りませぬ。朝鮮及臺灣に於て、制令又は律令と普通の命令とを區別して、憲法上法律を要する事項は制令又は律令といふ特別の形式を以て發布すると云ふことを特に法律を以て規定して居りますのは、臺灣朝鮮に於ては憲法が行はれて居るものと解して居つたが爲で、若し此の法律の規定が無ければ命令を以て法律に代る規定を設けることが出來ない譯でありますから、特に此の法律を以て其の權限を與へて、形式上は恰も憲法に依つて居るかの如き外形を装うて居るのであります。關東州は之に反して政府は日本の領土ではないと看做して居るやうで、隨て憲法は當然是に行はれないものと解して居りますから、さう云ふ形式の區別を設けないで、憲法上は法律を要する事柄でも、又は當然命令を以て定め得べき事柄でも、凡て區別なく關東都督府令を以て自由に之を定めることが出來るものと解して居ります。

即ち關東州に行はれて居る法は特に關東州に施行せらるゝ法律勅令の外には關東都督府令が其の重なるものであります。

三　殖民地の人民

殖民地土着民の國籍

殖民地の人民は言ふまでもなく帝國の臣民であります。日本の領土となつたことに因つて帝國の臣民となつたものであります。日本が臺灣の割讓を得又は朝鮮を併合すると云ふのは單に其の土地を讓受けたと云ふばかりでなくて、又臣民に對する權利を讓受けたのであります。土地に對する權利即ち領土權の割讓を受けたばかりでなく、又人民に對する權利即ち所謂臣民高權を讓受けたのであります。隨つて特別の例外を約束した場合の外は其の土地に屬して居る人民は又當然に帝國臣民となるものであります。唯、今日の國際法上の慣習として、領土の割讓の場合には選擇約款といふものが割讓條約の中に規定せられて、其の土地の住民は一定の期間内に或る條件を以て舊來の國籍又は併合國の國籍の何方かを選擇する權利を與へられるのが

租借地の人民

通常であります。臺灣の割讓の時にも此の如き選擇約欵を定めて臺灣の住民は一定の年限の間に臺灣を退去して清國の國籍を保有する自由を與へたのであります。朝鮮の併合は國家の全部の併合でありますから、さう云ふ選擇約欵の餘地はない、總ての朝鮮人は當然に日本の臣民となつたのであります。樺太の割讓の場合には普通の例とは異つて、樺太に居住して居る露西亞人は全部日本の臣民とはしなかつたのであります。日露媾和條約に依つて、露西亞人は自由に退去することを得せしめて、之に日本の國籍を與へなかつたのであります。樺太に在つて日本の臣民となつたのは唯樺太の土人ばかりであります。

次に關東州は日本の租借地でありますが、關東州に住んで居る支那人は日本の臣民であるか又は清國の臣民であるかと云ふことに付いては、從來の實際の取扱では清國人、即ち日本に取つては外國人と看做して居るやうでありますが、理論上から申せば、租借地の住民は日本の國權にのみ完全に服從して居るもので、清國の國權には少しも服從しないのでありますから、矢張日本の臣民であると云ふのが正しい見解であらうと思ひます。

土着民の權利義務

此の如く各殖民地の住民は、條約の規定に從て特に舊國籍を留保した者の外は、法律上帝國の臣民と成つたものでありますが、併ながら同じく帝國の臣民であると言つても、其の權利義務、其の外凡ての法律上の地位に於て、殖民地の土着人は內地人即ち在來の日本人とは全く區別せられて居ります。殊に兵役義務は日本國民は普く負うて居る義務でありますが殖民地の土着人には課せられない。參政權は日本國民には普く與へられて居る權利でありますが、朝鮮人臺灣人などには與へられて居らぬのであります。土着人にも參政權を附與し兵役義務を課するに至りますのは尙遠き將來にあることゝ信じます。土着人が既に完全に日本に同化して在來の帝國臣民と區別することの出來ない時分に至る迄は、參政權を與へ兵役の義務を課することは出來ないであらうと思ひます。理論上の性質に於ては勿論日本の臣民ではあるけれども、日本人に關する法律の規定は朝鮮人臺灣人などには原則として適用せられないのであります。

殊に臺灣人の中でも特殊の地位を有つて居る者は蕃人であります。蕃人も亦理論上は帝國の臣民ではありますけれども、其の大部分は實際上今尚完全には國權に服從しては居らぬもので、數年來着々征討事業が進行しつゝあるのであります。

殖民地の政體

四　殖民地の行政組織

次に殖民地の行政組織に付いて簡單に申上げたいと思ひます。前數回の講義に於て立憲政治の大樣に付いて御話を致したのでありますが、此の說明は總て日本の內地にのみ適用せらるゝもので、殖民地には當て嵌るものではないのであります。殖民地には立憲政治は行はれて居ないので今日も純粹の專制政治の狀態に在るのであります。司法權の獨立は略完全に行はれて居りますが、それでも判官に對して總督が多少其の地位に干涉する權限を有つて居る。立法權と行政權との分離に至つては全く行はれて居らぬことは前にも申した通りであります。又內地に於ては行政處分は總て法規に準據することを必要として居つて、違法の處分に對しては行政訴訟を起すことを許されて居るのでありますが、殖民地に於ては行政裁判制度はまるで行はれて居らず、訴願權も認められて居りませぬ。是は殖民地の事情が全く本國の事情と異つて居るが爲でありまして、殖民地政策上固より已むを得ざる必要であります。

殖民地の統治權

殖民地に於ける統治權は申す迄も無く天皇の大權に屬するものであります。天皇は帝國全般の統治權を御總攬遊ばされるのでありますから、殖民地の統治權も勿論天皇に屬して居るのであります。唯內地に於ては其の統治權を行はせられるのに、或は議會の協贊を要するのもあり、或は獨立の裁判所に委任せられねばならぬものもあるのでありますが、殖民地に付いては、此の如き特別の制限は無いので、立法に付ても必ずしも議會の協贊を必要としないし、司法に付ても必ずしも憲法に規定して居るやうな獨立の裁判所に委任しなければならぬといふ必要はない。凡て大權の適宜の行動に依つて統治せらるるのであります。

殖民地に關する議會の權限

殖民地に關する立法は此の如く必ずしも議會の協贊を要しないのでありますから、殖民地の事に關して帝國議會が關係することは比較的甚だ少ない。勿論議會の協贊を以て殖民地に施行すべき法律を定むることが出來ないと云ふのでありませぬが、それは極めて稀な場合で、概して申せば帝國議會が之に關係することは少ないのであります。唯其の例外として帝國議會が常に殖民地の事に干與するのは其の會計であります。會計に關してのみは、是は矢張國家の歳入歳出の一部でありますから、臺灣に於ける歳入歳出も朝鮮に於ける歳入歳出も一般の帝國の財政と同樣に、等しく豫算を以て帝國議會の協贊を經、而して其の決算に付ても會計檢查院の檢查及帝國議會の審查を必要とすることになつて居ります。勿論朝鮮總督府會計、臺灣總督府會計は各、一つの特別會計となつて居りまして、本國の一般會計とは計算を別にされて居りますけれども、唯會計が異つて居ると云ふだけに止まつて、均く帝國政府の會計には相違ないのでありますから、會計法に從つて行ふことを要し、而して一般會計と同じく議會の協贊を經るのであります。

殖民地行政の中央官廳と殖民地官廳

會計の事を除いては、殖民地の行政は概して專ら君主の大權に屬して居りまして、君主の下に於て尙種々の行政官廳に委任せられて居ります。君主の下に於ける殖民地行政の組織に付いては、第一に先づ殖民地行政の中央官廳と各殖民地に於ける官廳とを區別する必要が有ります。中央官廳は內地に在て殖民地の全體を統轄して居る者であります。前にも嘗て一言したことが有りましたが、日本の殖民地行政は概して行政上の分權主義を採つて居るもので、最初臺灣を取つた時から、臺灣の統治は概して臺灣總督に全權を委任して、一々中央政府から指揮命令するといふことを爲さなかつた。總督が自分の獨立の意見に依て臺灣の政治を爲し土地の開發を圖つたのであります。朝鮮を併合した後も同樣で、朝鮮の統治も亦殆ど朝鮮總督に一任されたのでありました。今日でも殖民地の行政は一々統一的に中央政府が之を定めて之を各殖民地の長官に命令するといふのではなく、大低は各殖民地で各自に獨立の政治を行つて居るといふ有樣であります。內地の地方官は其の權限が比較的甚だ狹いもので、大低の事は法律勅令又は省令に依つて定まつて居

つて、其の他の事も大臣からの訓令に依つて束縛せらるゝものが多いのでありますが、各殖民地の長官は内地の地方官に比らべては遙に廣い權限を有つて居つて、内地ならば勅令で定まつて居り、或は大臣の職權に屬して居る事でも、多くは各殖民地で隨意に之を定めることが出來るものとなつて居ります。併ながら如何に分權主義が行はれて居ると言つても、殖民地は決して全く獨立なものではなく、等しく中央政府に隷屬して居るものでありますから其の行政に付いても、或る度に迄は中央政府に於て之を指揮監督して居るのであります。

中央官廳

殖民地行政の中央官廳は内閣總理大臣であります。 是が殖民地行政に付いての最高官廳で、朝鮮總督を初め各殖民地の長官は何れも其の指揮監督を受けて居るのであります。内閣總理大臣の下に四十三年六月以來**拓殖局**といふものが置かれて、專ら殖民地行政の監督の事に當つて居ります。

殖民地官廳

各殖民地自身に於ての行政組織は朝鮮及臺灣と樺太及關東州とは稍趣を異にして居りますが、臺灣と朝鮮とは大體に於て其の組織が類似して居りまして、唯朝鮮の方が其の土地の遙に廣い結果として其の規模が一層大きいと云ふ位の相違であります。臺灣に於ける最高の官廳は臺灣總督で、朝鮮に於いて同樣の地位に在る者は同じく朝鮮總督であります。朝鮮總督及臺灣總督は稍英吉利の王領殖民地の大守に似たやうな地位を有つて居るものであります。英吉利の殖民地は自治殖民地と王領殖民地とに區別されて居ります。獨立の國會を備へて居る殖民地は自治殖民地と申し、國會がなくて直接に中央政府に支配されて居るのは王領殖民地と謂つて居ります。例へば印度は王領殖民地であります、尤も印度は公には英吉利の殖民地と謂はない、印度帝國と謂つて居りますが、其の性質に於ては矢張殖民地であります。其の王領殖民地の大守に稍似て居るやうな地位であります。其の權限が非常に廣いのでありますが、殊に其の著しい特色は總督が陸海軍を統帥する權とそれから行政及立法の權とを併せ有して居ると云ふことであります。普通の内地の政治組織に於ては政治上の官職と軍事上の官職とは明に區別せられて居つて、政治の權限を有つて居る者が同時に軍隊を指揮する權があると云

ふことは內地では認められて居らぬのであります。獨り殖民地に於ては此の原則は守られないで、政治を管轄して居る者が同時に陸海軍を指揮統帥する權限を與へられて居るのであります。朝鮮總督も臺灣總督も此の點に於ては同樣であります。隨つて又兩方共陸海軍大將又は中將を以て之に任ずることを必要として居ります。

總督府の組織の詳細は例に依つて別表に讓ることと致して、概略を申しますと朝鮮總督府の方が遙に大規模でありまして、總督官房の外に總務部、內務部、度支部、農商工部、司法部と云ふやうな五の部に分れて居ります。本國で申すならば各省に分れて居ると同樣でありまして、總務部は內閣に相當するものであります。內務部は內務、文部に相當するもので、度支部は大藏省、農商工部は農商務省、司法部は司法省に相當するものであります。陸海軍に付いては別に陸海軍の司令部、陸海軍幕僚と云ふものがあります。臺灣總督府にはさう云ふ風の區別がありませぬで、民政部と云ふ一つの部で以て行政の全體を總括して居ります。其の下に局が置かれて居ります。財務局、通信局、殖產局、土木局其の他の部局が置かれてあります。

地方制度に付きましては、臺灣の地方制度は度々變更されましたが、現行の制度は總督府の下に廳を置かれて居ります。臺灣の全體が十二の廳に分割されて居るのであります。廳には廳長があつてそれが一切の行政を管轄して居る。廳は日本の內地に較べますと府縣より稍狹い、郡より稍廣いものに相當するのであります。朝鮮の地方制度は朝鮮總督府の下に道が有る、是は舊來の韓國時代の地方制度を襲うたのであります。道の下に府と郡とに分つて、其の府、郡の下に更に面と云ふのがある。是が町村に相當するものであります、此の三級に分つのであります。臺灣の地方官は極最下級に於ける外は總て日本人を用ゐて居りますが、朝鮮に於きましては日本人と朝鮮人とを竝用致して居ります。道長官は或は日本人或は朝鮮人半分々々位でありますが、郡守に至つては悉く朝鮮人を用ゐて居ります。是は法律上必ず朝鮮人を以て之を任ずと云ふのではありませぬけれども、事實に於ては朝鮮人ばかりを使うて居ります。是は殖民地政策上の理由から來て居るのであらうと思

ひます。直接に地方の人民に接しますには、矢張舊來の慣習に從つて昔から其の人民に親しき人又人民の尊敬を受けて居る者に治めさせるのが適當であるからであらうと思ひます。唯府尹は盡く日本人を用ゐて居ります。

朝鮮の行政組織に付いて尙一つ申して置きたいのは警察制度であります。朝鮮の警察の機關は二つの系統に分れて居りまして、一は憲兵で一は警察官廳であります。最下級に於ては憲兵と警察官とは相分れて居りますが、上級に於ては憲兵が同時に警察官となつて居るのであります。即ち警察の最高機關たる警務總長は朝鮮駐劄の憲兵司令部長である將官が其の地位に當つて居り、地方警察官たる各道の警務長は各道に駐在して居る憲兵の司令官である憲兵佐官が之に當つて居るのであります。即ち憲兵の司令官である將官又は佐官が朝鮮總督府の警務總長たり又各道の警務長となつて居るので、大體に付いて申せば朝鮮の警察權は憲兵の手に在ると言つて宜いのであります。是は朝鮮併合前舊韓國時代から此の通であつたので、即ち併合の少し前に韓國の警察權を日本に委任せしめて、從來の文官組織の警察制度を改めて憲兵が警察權を掌握することとしたのであります。

樺太の制度は朝鮮及臺灣とは趣を異にして居りまして略北海道廳の制度に類して居ります、北海道廳の官制に倣つて作られたものと思はれます。樺太には樺太廳を置いて樺太廳長官が稍北海道廳長官に類似した權限を有つて居るのであります。關東州に於きましては關東都督府が組織されて居ります。

殖民地行政組織概要一覽

（明治四十四年十二月現在）

第一　朝鮮總督府

朝鮮總督　朝鮮ヲ管轄ス、陸海軍大將ヲ以テ之ニ充テ、天皇ニ直隷シ委任ノ範圍內ニ於テ陸海軍ヲ統率シ及朝鮮防備ノ事ヲ掌ル、諸般ノ政務ヲ統轄シ內閣總理大臣ヲ經テ上奏ヲ爲シ及裁可ヲ受ク

政務總監　總督ヲ輔佐シ府務ヲ統理シ各部局ノ事務ヲ監督ス

長官五人、局長九人、參事官專任二人、秘書官專任二人、書記官專任十九人、事務

官專任十九人、技師專任三十人、通譯官專任六人、屬、技手、通譯生。總督附武官二人、專屬副官一人

- 總督官房
  - 祕書課
  - 武官室
- 總務部
  - 外事局
  - 人事局
  - 會計局
    - 經理課
    - 營繕課
  - 文書課
- 內務部
  - 庶務課
  - 地方局
    - 地方課
    - 土木課
    - 衛生課
  - 學務局
    - 學務課
    - 編輯課
- 庶務課
- 稅關工事課

部局

- 度支部
  - 司稅局
    - 稅務課
    - 關稅課
  - 司計局
    - 豫算決算課
    - 財務課
- 農商工部
  - 庶務課
  - 殖產局
    - 農務課
    - 山林課
    - 水產課
  - 商工局
    - 鑛務課
    - 商工課
- 司法部
  - 庶務課
  - 民事課
  - 刑事課

所屬特別機關

土木會議　河川道路、港灣、航路標識、鐵道、輕便鐵道、軌道、電氣事業及上下水道ニ關スル制度、計畫設備其ノ他土木ニ關スル重要ナル事項ヲ調査審議ス

中樞院　朝鮮總督ノ諮詢ニ應ス議長（政務總監ヲ以テ之ニ充ツ）副議長一人顧問十五人、贊議二

十八人、副贊議三十五人、書記官長、書記官、通譯官、屬、通譯生、委員(朝鮮人)三十八人以內

取調局 朝鮮ニ於ケル各般ノ制度及一切ノ舊慣ヲ調査シ、總督ノ指定シタル法令ノ立案及審議ヲ爲シ及法令ノ廢止改正ニ付意見ヲ具申ス。長官、書記官專任二人、事務官專任四人、

警察官署

警務總監部 京城ニ置ク。朝鮮ニ於ケル警察事務ヲ總理シ兼ネテ京城ノ警察事務ヲ掌ル警察總長ヲ其ノ長トシ、朝鮮駐剳憲兵ノ長タル陸軍將官ヲ以テ之ニ充ツ

警務部 各道ニ置ク。道內ノ警察事務及管內警察署ノ監督ヲ掌ル。警務部長ハ各道憲兵ノ長タル憲兵佐官ヲ以テ之ニ充ツ

警察署 必要ノ地ニ之ヲ置ク、管內ノ警察事務ヲ掌ル、警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ

鐵道局 朝鮮ニ於ケル鐵道ノ建設、改良、保存、運輸及附帶ノ業務並輕便鐵道及軌道ニ關スル事務ヲ掌ル

通信官署 郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信電話、航路標識、氣象及發電水力ニ關スル事務並電氣事業ノ監督ヲ掌ル

通信局、航路標識管理所、觀測所、郵便爲替貯金管理所、郵便局、郵便所

臨時土地調査局 土地ノ調査及測量ニ關スル事務ヲ掌ル

稅關 京畿道仁川、慶尙南道釜山、咸鏡南道元山、平安南道鎭南浦ノ四港ニ置ク

附、稅關支署、稅關監視署、稅關出張所、移出牛檢疫所

專賣局 紅蔘ノ專賣並蔘ノ製造販賣、輸出入、移出入、試驗鑑定及取締ニ關スル事項ヲ掌ル

印刷局 印刷、印紙類及諸證劵類ノ製造並抄紙ニ關スル事項ヲ掌ル

監獄

營林廳 鴨綠江及豆滿江沿岸ニ於ケル森林經營ノ事ヲ掌ル

醫院、平壤鑛業所、勸業模範場、工業傳習所、學校等

地方官廳

地方行政區劃ハ全管內ヲ京畿道、忠淸北道、忠淸南道、全羅北道、全羅南道、慶尙北道、慶尙南道、黃海道、平安北道、平安南道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道ノ十三道ニ別チ、各道ハ之ヲ府及郡ニ區劃シ、府及郡ハ更ニ之ヲ面ニ區劃ス。即チ三級制度ナリ。府ハ各道合セテ十二アリ(京城、仁川、群山、木浦、大邱、釜山、馬山、平壤、鎭南浦、義州、元山、及淸津)郡ハ合セテ三百十七ナリ。道ニハ道長官ヲ置キテ之ヲ管轄セシメ參與官、事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生之ニ附屬ス。府及郡ハ府尹及郡守各之ガ長官タリ。各道及各府郡ニ名譽職參事ヲ置クコトヲ得。面ハ面長ヲ其ノ長官トス。左ノ如シ

朝鮮總督―道長官（朝鮮人又ハ内地人）
- 府尹（内地人）―面長
- 郡守（朝鮮人）―面長

各道ニ於ケル部局ノ配置ハ左表ノ如シ

道廳
- 長官官房
  - 庶務係
  - 會計係
- 内務部
  - 地方係
  - 勸業係
  - 學務係
- 財務部
  - 税務係
  - 理財係

第二 臺灣總督府

臺灣總督　臺灣及澎湖列島ヲ管轄ス、陸海軍大將若ハ中將ヲ以テ之ニ充ツ、委任ノ範圍内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ内閣總理大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス

總督官房｛祕書課、文書課、統計課、外事

部局
- 民政部
  - 財務局
  - 通信局
  - 殖産局
  - 土木局
  - 警察本署
  - 蕃務本署
  - 地方部
  - 法務部
  - 學務部
- 陸軍部
  - 參謀部
  - 副官部
    （參謀部・副官部）陸軍幕僚
  - 法官部
  - 經理部
  - 軍醫部
  - 獸醫部
- 海軍幕僚

所屬特別機關

律令審議會 總督府高等官ヲ以テ組織シ律令ヲ調査審議ス

鐵道部 鐵道ノ建設保存運輸及私設鐵道ニ關スル事

工事部 築港工事事業費ノ支辨ニ係ル灌漑及排水ノ工事其ノ他臺灣總督ノ特ニ指定シタル工事

作業所 電氣ニ關スル作業及臺灣總督ノ指定スル水道ニ關スル作業

專賣局 樟腦、樟腦油、阿片、食鹽及煙草ノ收納、賣買、賣渡、保管、製造及檢査、樟腦ノ製造特許及取締、鹽田、煙草ノ耕作及取締

税關 臺北廳下淡水ニ置ク。稅關支署及稅關監視署

郵便局、海港檢疫所、監獄、農事試驗場、醫院、學校、警察官及司獄官練習所、研究所、阿里山作業所、臨時臺灣舊慣調査會等

地方官廳

臺灣ノ地方行政區劃ハ全管內ヲ臺北、宜蘭、桃園、新竹、臺中、南投、嘉義、臺南、阿緱、臺東、花蓮港、澎湖ノ十二廳ニ分ツ。各廳ハ廳長ヲ長官トシ事務官、警視、技師、屬、警部、技手、通譯、警部補之ニ附屬ス。別ニ各廳十人以內ノ參事ヲ置クコトヲ得、臺灣人ヲ以テ之ニ任ス。各廳ノ下ニ支廳ヲ置クコトヲ得。廳又ハ支廳ノ下ニ於ケル町村ニ相當スヘキ最下級ノ地方區劃ハ街、庄、社ナリ。街、庄社又ハ數街庄社ニ區長一人及區書記若干人ヲ置ク、區長及區書記ハ臺灣人ヲ以テ之ニ充ツ。

第三　關東都督府

關東都督 關東州ヲ管轄シ並南滿洲ニ於ケル鐵道線路ノ保護及取締ノ事ヲ掌ル、南滿洲鐵道株式會社ノ業務ヲ監督ス、陸軍大將又ハ陸軍中將ヲ以テ之ニ充ツ

民政長官、外事總長、警視總長、參事官專任一人、事務官專任八人、祕書官專任一人技師專任十人、警視專任十八人、翻譯官專任二人、屬、警部、技手、翻譯生、警部補

部局
- **都督官房** 祕書課、文書課、警務課、外事課
- **民政部** 庶務課、警務課、財務課、土木課
- **陸軍部** 參謀部副官部、法官部、經理部、軍醫部、獸醫部

民政署及民政支署

關東州ヲ二區ニ分チ(大連、旅順)各區ニ民政署ヲ置ク、民政署長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ、民政署ノ事務ヲ分掌セシムル爲須要ノ地ニ民政支署ヲ置ク、民政支署長ハ警視、屬、又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ

第四　樺太廳

樺太廳長官 內閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部內ノ行政事務ヲ管理ス

長官官房、第一部、第二部、第三部

支廳　豐原、大泊、眞岡、敷香、名好

測候所、農事試驗場、種畜場、水産試驗場、採炭試驗場、臨時工業調査所、鐵道事務所、醫院、郵便局

五　殖民地の司法制度

司法裁判所

司法裁判所の組織に付ては殖民地の尙幼稚なるものにあつては、殊に土人に對しては行政官をして同時に司法權を行はしめて居る所が多くありますが、日本の殖民地に於ては概して行政權と司法權とは之を分離して、略司法權の獨立を行つて居ります。臺灣に於ては臺灣總督府法院條例と云ふ律令が發布されて居りまして、それに依つて總督府法院が置かれて居ります。總督府法院は地方法院と覆審法院との二級に分れて居ります。地方法院は民事刑事の一切の事件に付いて第一審の裁判所であり、覆審法院は其の第二審の裁判所であります。地方法院の方は單獨裁判で、覆審法院の方は三人の合議裁判であります。其裁判官は之を判官と申して居ります。矢張內地の裁判所の構成法に依つて判事となり得べき資格ある者に限つて之を任ずるやうにして居るのであります。朝鮮總督府に於ても略、同樣であります。是は朝鮮併合前韓國がまだ獨立國の形を爲して居りました時分から、韓國の司法權は日本に委任されて居りまして、其の委任に基いて統監府裁判所令と云ふものが發布されて、それに依つて日本の裁判所を韓國に設けて、さうして韓國に代つて韓國の裁判權を行つて居つたのでありますが、韓國併合の後に於きましても其の裁判所が其の儘繼續して居るのであります。其の裁判所は四つの階級に分れて居ります。高等法院、是は日本の大審院に相當すべきもの、控訴院、地方裁判所及區裁判所と云ふ四つの階級に分れて居ります。即ち日本內地の制度に倣つて作られたものであります。其の裁判官は日本人朝鮮人を併用致して居りまして、日本人は日本內地の裁判所構成法に依つて裁判官たるを得べき資格ある者に限つて之を任用するのであります。朝鮮人に付いては裁判所構成法の資格は適用されませぬけれども、稍之に類似した資格を定められて居ります。即ち日本の帝國大學官立專門學校又は朝鮮總督府

の指定したる學校に於て三年以上法律學を修めて之を卒業した者と云ふ資格を定めて、さうして文官高等試驗委員の詮衡を經て任用することの出來ることになつて居ります。さう云ふ資格の有る者ならば、朝鮮人も裁判官となることが出來ると云ふことになつて居ります。但し朝鮮人の判事檢事が職務を行ふのは、朝鮮人に對する裁判にのみ限ります。其の外日本の違警罪に相當するやうなことは警察で之を即決することが出來ることが認められて居ります。關東都督府に於きましては矢張關東都督府法院と云ふものがありまして、それは地方法院と覆審法院との二階級に分れて居ります。關東都督府に於きましては區裁判所に相當しますることは是は行政官がやつて居ります。裁判所は二級しかないのでありまして、其の地方法院と云ふのは日本の地方裁判所に相當するものであります、即ち區裁判所の裁判に對して控訴を受理するのであります。日本の內地の區裁判所に相當する事柄は關東都督府の下にあります地方官廳が同時に行つて居ります。民政署長が第一審の裁判を行つて其の第一審の裁判に不服の者は地方法院に控訴することが出來る、即ち三階級に分れて居つて第一審は行政官が兼ねて居るのであります。樺太に至りましては裁判組織に於ては全く內地の一部として取扱はれて居りまして、樺太地方裁判所即ち普通の內地と同樣の裁判所が置かれて居ります。

甚だ不完全な講義でありましたが、長く御淸聽下すつたことは最も光榮とする所であります。

2320
3
26218

憲法講話 終

憲法講話奥附

明治四十五年二月二十五日印刷
明治四十五年三月一日發行

禁漢譯

著作者　美濃部達吉
發行者　江草重忠
東京市神田區一ツ橋通町七番地
印刷者　松澤玨三
東京市麹町區下六番町十七

發行所　有斐閣書房
東京市神田區一ツ橋通町七番地
電話本局三二三番―四四九番
振替口座東京三七〇番

賣捌所　有斐閣雜誌店
東京市神田區南神保町十三番地
電話本局四三二〇番
振替口座東京五四〇六番

賣捌所　有終閣書房
東京市本郷區森川町一番地

賣捌所　文影堂書店
東京市牛込區早稻田鶴卷町

法學博士美濃部達吉著述

◎日本行政法	總論	上製合本全壹冊	正價金參圓六拾五錢	郵稅金拾六錢
◎同	第一卷	分冊壹冊	正價金壹圓五拾錢	郵稅金拾貳錢
◎同	第二卷	分冊壹冊	正價金壹圓八拾錢	郵稅金拾貳錢
◎獨逸行政法		上製全貳冊	正價金五圓五拾五錢	郵稅金貳拾錢
◎日本國法學	上卷總論上	全壹冊	正價金壹圓貳拾錢	郵稅金拾貳錢
◎人權宣言論		上製全壹冊	正價金八拾五錢	郵稅金八錢
◎憲法及憲法史研究		上製全壹冊	正價金貳圓貳拾五錢	郵稅金拾貳錢
◎憲法講話		上製全壹冊	正價金貳圓五拾錢	郵稅金拾貳錢

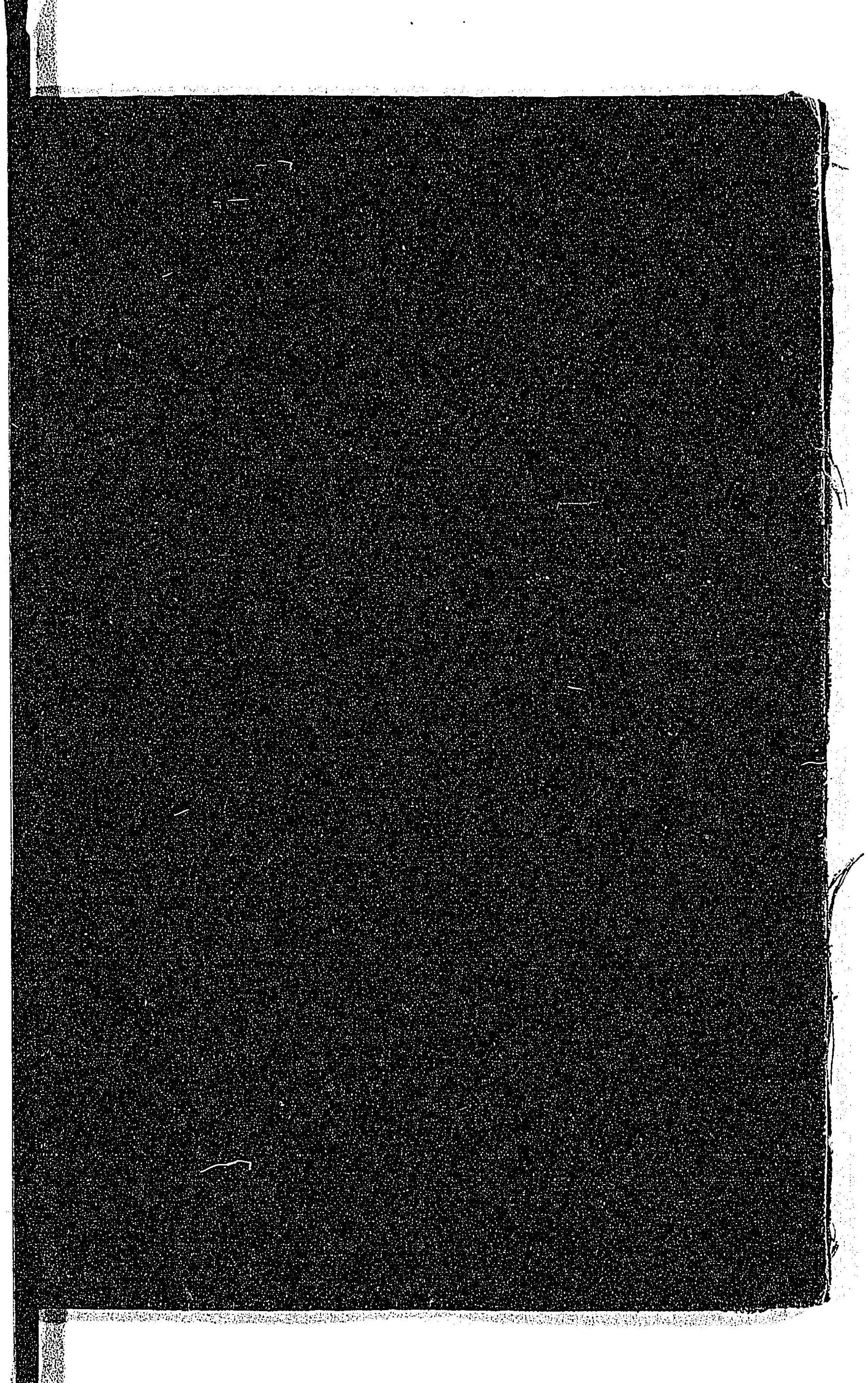

336
91x

031497-000-5

336-91

憲法講話

美濃部　達吉／著

M45
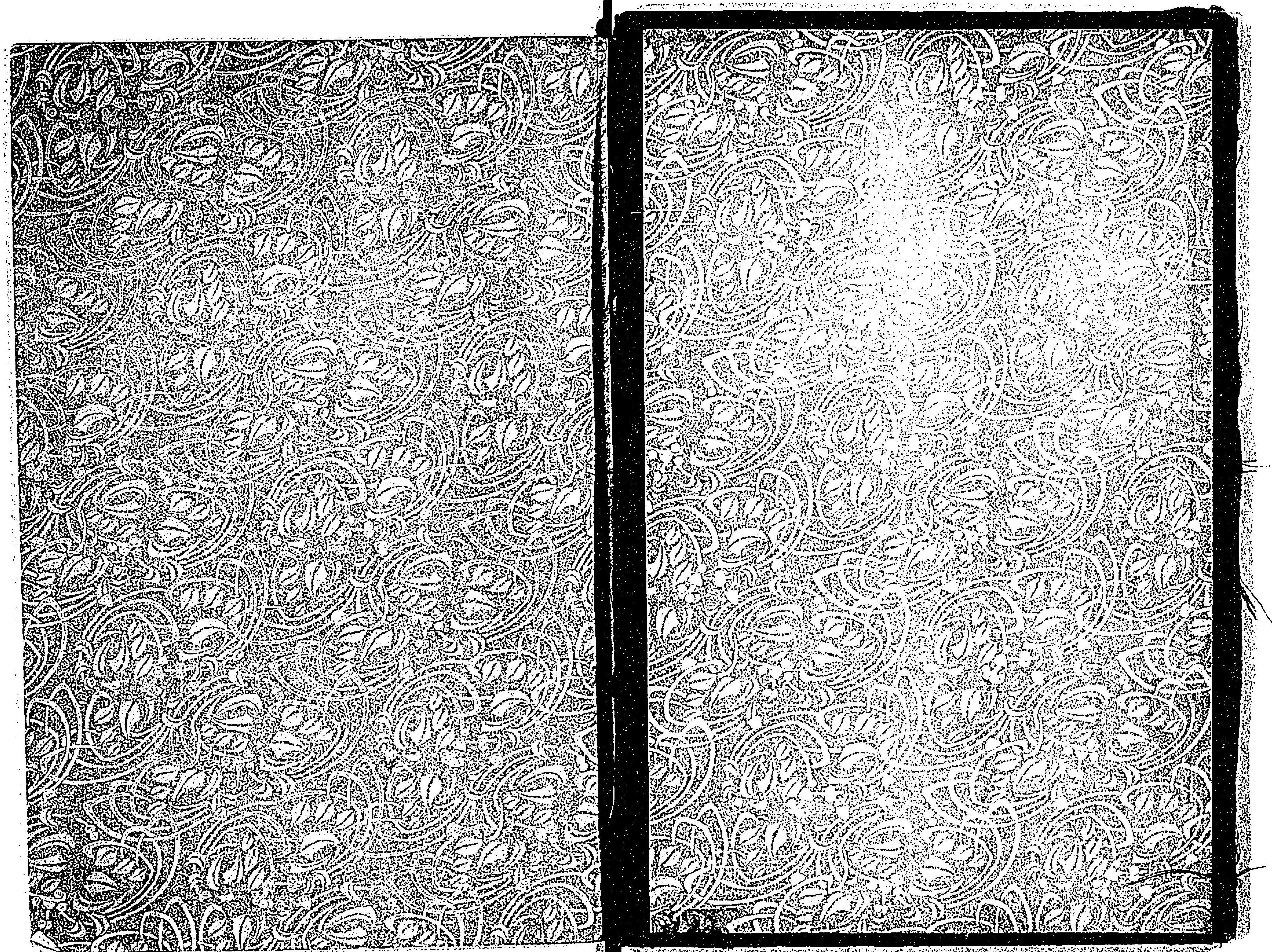
BBE-0096